

外国人就労法

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

● 仏暦二五五一年外国人就労法

前文省略

第一条（法令名）

本法令を「仏暦二五五一年外国人就労法令（プララーチャバンヤット・ガンタムガン・コーン・コンターンダーオ）」と呼ぶ。

第二条（施行日）

本法令は官報公示日の翌日から施行する。〔注／官報公示日は二〇〇八年二月二二日〕

第三条（旧法廃止）

- （一） 仏暦二五二一年外国人就労法令
- （二） 仏暦二五四四年外国人就労法令（第2版）

第四条（不適用外国人）

以下の地位にある外国人の王国内での任務遂行には本法令を適用しない。

- （一） 大使代表団に属する者。
- （二） 領事代表団に属する者。
- （三） 国際連合及び特定専門機関の加盟国の代表及び職員。
- （四） （一）（二）または（三）の人物に随伴し従事するために雇用された外国から来た者。
- （五） タイ政府が外国政府と、または国際機関と締結した合意に基づき任務または責務を遂行する者。
- （六） 勅令に規定したところに従い、教育、文化、芸術、スポーツまたはその他の業務のために任務または責務を遂行する者。
- （七） 要件を定めるかどうかにかかわらず、入国し、任務または責務を遂行することを内閣が許可した者。

第五条（語義）

本法令において、

「外国人（コン・ターンダーオ）」とは、タイ国籍を持たない自然人を意味する。

「労働（タムガン）」とは、賃金またはその他の利益を目的とする、しなやかにかかわらず、体力または知識を使って就労することを意味する。

「許可書（バイ・アヌヤート）」とは、労働許可書を意味する。

「許可書取得者（プー・ラップ・バイアヌヤート）」とは、許可書を取得した外国人を意味する。

「被雇用者（ルークチャーン）」とは、第一五条の内容に基づき制定された省令で定めた労働のための第九条、第一一条、第一三条（一）及び（二）、第一四条に基づく許可書取得者を意味する。

「基金（ゴーンタウン）」とは、外国人送還基金を意味する。

「基金理事会（カナカマカーン・ゴーンタウン）」とは、外国人送還基金理事会を意味する。

「委員会（カナカマカーン）」とは、外国人就労審査委員会を意味する。

「不服申立審査委員会（カナカマカーン・ピチャラナー・ウットーン）」とは、外国人就労不服申立審査委員会を意味する。

「係官（パナックガーン・チャオナーティー）」とは、本法令に基づく任務を遂行させるために大臣が任命した者を意味する。

「登録官（ナーイタビアン）」とは、局長、及び許可書の発行、及び本法令に基づくその他の遂行のために、局長の推薦に基づき大臣が任命した係官を意味する。

「局長（アティボディ）」とは、雇用局長を意味する。

「大臣（ラタモントリー）」とは、本法令の主務大臣を意味する。

第六条（労働大臣の権限）

労働大臣を本法令の主務大臣とし、本法令末尾リストのレートを上回らない範囲で手数料を定める、手数料を免除する、並びに本法令に基づく遂行のためのその他の事業を定める省令を制定する権限を有する。

省令は官報公示をもって施行することができる。

第一章 外国人の就労

第一節 総則

第七条（就労できる業種）

外国人が就労できる労働の分野、期間については省令で定めたところに従う。このとき国家安全保障、タイ人の就職機会、及び国家開発に必要な外国人労働力の需要を考慮する。ここに一般の外国人と第一三条及び第一四条に基づく外国人を分けて規定することもできる。

第一段の内容は第一二条に基づく外国人の就労には適用しない。

第八条（雇用手数料）

王国内での一部の種類、一部の形態で就労する熟練労働者または専門家ではない外国人数の制限に資するため、大臣は内閣の承認により熟練労働者または専門家ではない外国人の雇用で手数料を徴収することを官報公示をもって定めることができる。このとき王国内で就労できる職種及び形態を定める。

第一段に基づく外国人の雇用を望む者は、その就労の3日以上前もって、局長が定めた書式に従い登録官に届け出て、雇用契約を結ぶ前に手数料を支払う。

第一段の規定に従わない者は、支払うべき手数料の2倍支払わなければならない。

第二節 労働許可書

第九条（許可書）

第七条に基づく労働以外に、及び登録官から許可書を得ずに外国人が就労することを禁じる。ただし移民法に基づき、必要にして15日以内の至急の仕事のために一時入国した外国人は、登録官に文面で届け出た時、その労働に従事できる。

許可書の交付において、登録官は外国人が従わなければならない要件を定めることができる。

許可書、許可書申請、許可書交付、及び第一段に基づく届け出は省令で定めた書式及び方法に従う。

局長は第一段に基づく要件の規定において方針を定めるために規則を制定し、登録官に従わせることができる。

第一〇条（申請外国人）

第九条に基づき許可書を申請する外国人は王国内に居住しているか、移民法に基づき一時的な入国許可を得なければならない。このとき観光客またはトランジット客ではなく、省令で定めた禁止態様にあってはならない。

第一一条（使用者の代行申請）

王国内の自己の事業において在外の外国人を雇用して就労させたい者は、その外国人に代わって許可書を申請し、手数料を支払うことができる。

第一段に基づく外国人に代わっての許可書申請は省令で定めた方法に従う。

第一二条（BOI）

投資奨励法またはその他の法律に基づく外国人の国内就労の許可において、当該法律に基づく許可権限者は速やかに局長が定めた詳細と共にその許可を文面で登録官に通知する。

第一段に基づく通知を受け取った時、登録官は通知を受けた日から7日以内にその外国人に許可書を交付する。

第二段に基づく許可書の受け取りを待っている間、その外国人は登録官が許可書受け取りを通知してくるまで、第二四条に従わずに就労することができる。

第一三条（特例外国人）

以下の事由で第九条に基づき許可書申請できない外国人は、委員会が国家安全保障及び社会への影響を考慮して提案したところに基づき内閣が官報公示をもって定めた職種への就労のために、登録官に許可書を申請することができる。

(一) 国外追放法に基づき国外追放を受けた外国人で、追放処分の代わりに特定の場所で職業を営む緩和措置を受けた者、または追放処分を待っている者。

(二) 移民法に基づく許可を受けずに王国に入国してきた、または滞在している外国人で、移民法に基づく送還、出国を待つため一時的な滞在の許可を得た者。

(三) 仏暦二五一五年一二月一三日付けの革命団布告第三三七号またはその他の法令に従ってタイ国籍を剥奪された者。

(四) 王国内で出生したが、仏暦二五一五年一月一三日付けの革命団布告第三三七号またはその他の法令に従ってタイ国籍を取得していない者。

(五) 王国内で出生したが、国籍法に従いタイ国籍を取得していない者。

第一段に基づく公示において、内閣が何らかの要件を定めることもできる。

第一段に基づく許可書の申請と交付は、省令で定めた方法に従う。

第一四条（隣国人）

タイ国と国境を接する国に住所がある、または国籍を有する外国人は、移民法に基づく旅券代用書類をもって入国してきたのであれば、定められた期間もしくは季節に従い一時的に王国内で一部の職種もしくは形態で労働許可を取得することができる。ここに国境に接するエリアまたは当該エリアと接続するエリア内での労働のみとする。

第一段に基づき労働を望む外国人は、登録官に旅券代用書類を示し、省令で定めた手数料を支払うことで一時的な労働許可書を申請する。

許可書の交付において、登録官は労働を許可するエリアもしくは場所、労働許可期間、職種もしくは形態、及びその外国人の使用者を記載する。ここに省令で定めた書式及び方法に従う。

本条の内容は、内閣が官報公示により定めたところに従い、特定のエリア、特定の国籍者、特定の職種もしくは形態、特定の期間もしくは季節に対し、または何らかの要件のもとに適用することができる。

第一五条（送還基金への納付）

省令で定めた労働で第九条、第一一条、第一三条（一）及び（二）、並びに第一四条に基づき許可書を取得した被雇用者は、その被雇用者を本国に送還する費用の保証として基金に納金しなければならない。このとき使用者はその被雇用者の賃金から天引し、基金に納付する義務を有する。

第一段に基づき被雇用者が基金に収めなければならない金額、賃金からの天引、基金への納付は省令で定めた原則、方法、期間及びレートに従う。ここに当該金額及びレートは、送還にかかる費用を考慮して、各国籍ごとに差別化して定めることができる。

第一段の内容は第一六条第一段に基づき基金に全額を納付したことを示す領収書の証拠を有する、または第一六条第二段に基づく保証書を有する被雇用者、及び基金に全額納付したことを示す登録官の証拠に明らかな被雇用者には適用しない。ここに第一八条に基づき金額返還を受けていない、または第二〇条に基づき送還されたことのない被雇用者のみとする。

第一六条（証拠書類）

使用者が被雇用者の賃金から基金に納金した時、登録官は使用者に領収書を発行する。その領収書には少なくとも賃金から天引された被雇用者の名と個人番号、及び未払い金額を示さなければならない、使用者は領収書をその被雇用者に証拠として引き渡す。

被雇用者が全額を基金に納付するために賃金から天引された時、登録官はその被雇用者に証拠として証明書を発行する。

第二段に基づく証明書が紛失または損壊した場合、被雇用者は登録官に代用書を申請する権利を有する。

第一段に基づく領収書の発行、第二段に基づく証明書の発行、及び第三段に基づく代用書の発行は、省令で定めた書式、原則、及び方法に従う。

第一七条（延滞利息）

第一五条に基づき納金しなかった、または納金したが全額に満たなかった使用者は、未納金または不足金の金額の月2%の割増金を負担しなければならない。

第一八条（返還申請）

帰国費用を自ら支払った被雇用者は、賃金から天引され、基金に納付した金額を受け取る権利を有する。このとき帰国のために通過しなければならない出入国チェックポイントで登録官に返還を申請する、または登録官に宛てた返還申請通知書をもって返還を申請する。

第一段に基づく返還申請で被雇用者は、まだ全額を納付していない場合は第一六条第一段に基づく証拠を、または全額を納付した場合は第一六条第一段もしくは第二段に基づく証拠を添付する。

登録官は第一段に基づく天引された賃金を申請された日、または返還申請通知書を受け取った日から30日以内に被雇用者に返還する義務を有する。

当該期間後に登録官が返還した場合、登録官は当該30日が経過した日から返還する日までの日数について年7・5%で計算した利息とともに返還する。

本条に基づく天引された賃金の返還及び支払いは現金、または被雇用者の名を記名した小切手、もしくは被雇用者の預金口座への入金によって支払う。ここに局長が定めた原則に従う。

第一九条（再入国の場合）

自己の出費で帰国した被雇用者が、出国日から2年以内に第一八条に基づき天引され基金に納付された自己の賃金の返還を申請しなかった場合、その金銭を受け取る権利を失い、その金銭は基金に帰する。

第一段に基づく被雇用者が帰国日から2年以内に王国に再び入国し、まだ期限が残っている元の許可書に基づき再び就労する場合、または新たな許可書に基づき第一五条の内容に従い制定された省令で定められた仕事に就労した場合、その被雇用者は基金に納付するために賃金から天引されない。ただしその被雇用者が天引され、基金に納入された額が全額に満たないときはその限りではなく、使用者が全額に達するまでその被雇用者の賃金から天引し、基金に納付する。

第二〇条（送還費用拠出）

被雇用者を送還しなければならないケースがある時、基金は基金の資金からその被雇用者の送還費用を拠出する。

送還される被雇用者がまだ全額を納付していない場合、基金は基金の資金から不足分を拠出する。ただしその被雇用者が使用者の必要性に基づき王国内で就労し、その使用者が不足分について責任がある場合、基金はその不足分を使用者から徴収する。

第二一条（許可書の期限）

本法令に基づき交付された許可書は、交付日から2年以内の期限を有する。ただし第一二条に基づき外国人に交付された許可書はその限りではなく、その法律に基づく就労許可を受けた期間と等しい期限を有する。

第一段に基づく許可書の期限は、移民法に基づく王国内滞在期間を延長しない。

第二二条（就労期間の延長）

第一二条に基づく許可書取得者がその法律に基づき就労期間の延長を受けた場合、当該法律に基づく許可者は局長が定めた書式に従い速やかに登録官に対しその期間延長を文面で通知し、登録官は許可書にその延長を記載する。

第二三条（許可延長申請）

許可書取得者がその労働の継続を望む場合、許可書の期限が切れる前に登録官に許可書の期限延長を申請する。

第一段に基づく申請書を提出した時、許可書期限延長を申請した者は、許可書期限を延長しない登録官の命令があるまで就労を続けることができる。

許可書の延長は1回につき2年以内とし、外国人が王国内に居住ベースを設けないように必要十分なものと定める。第一三条（一）及び（二）に基づく外国人である場合、労働許可を受ける期間は連続して4年以内でなければならない。ただし大臣がケースバイケースで別段の決定をしたときはその限りではない。

許可書の期限延長申請及び延長は省令で定めた原則、方法に従う。

第二四条（許可書の所持）

許可書取得者は勤務している間、係官または登録官にいつでも提示できるように許可書を所持しているか、または勤務地にあるようにしておかなければならない。

第二五条（許可書の代用書）

許可書が紛失した、または損壊したとき、許可書取得者は紛失または損壊を知った日から15日以内に登録官に許可書の代用書を申請する。

許可書代用書の申請及び交付は省令で定めた原則及び方法に従う。

第二六条（就労の変更・追加）

許可書取得者は許可を受けた職種または労働態様、及び使用者、就労地もしくは場所、並びに要件に従って就労しなければならない。

許可書取得者で職種または労働態様、使用者、地域地もしくは場所、または要件の変更もしくは追加を望む者は、登録官から許可を得なければならない。

その許可申請及び許可は省令で定めた原則及び方法に従う。

第二十七条（労働許可書のない外国人の就労禁止）

いずれかの者が外国人を就労させることを禁じる。ただし許可書に示された職種または労働態様、及び使用者、就労地もしくは場所にに基づき就労させるために自己と働く許可書を有する外国人はその限りではない。

第二十八条（許可書の取消）

許可書取得者が許可における要件に違反した、または従わないことが明らかである場合、登録官は許可書の取消を命じる権限を有する。

第二章 外国人送還基金

第二十九条（基金設置）

本法令、移民法及び国外追放法に基づき被雇用者、外国人及び国外追放者を送還する費用のための回転資金となる「外国人送還基金」と呼ぶ基金を雇用局内に設置する。

第三十条（基金構成）

基金は以下の金銭及び財産から構成される。

- (一) 第八条第三段に基づく追徴金。
- (二) 使用者が第一五条に基づき納入した金銭。
- (三) 第一七条に基づく割増金。
- (四) 第一九条第一段に基づき基金に帰した金銭。
- (五) 第二〇条第二段に基づき使用者から徴収した金銭。
- (六) 寄付された金銭または財産。
- (七) 国家収入として国庫に納める必要のない、財務省が支出を許可したところに基づく、本法令に従って徴収できる手数料。
- (八) 基金の利得。
- (九) 第三一条第二段に基づく政府の助成金。

第一段に基づく金銭及び財産は国家収入として国庫に納める必要なく、基金に納入する。

第三十一条（使用目的）

基金の資金は以下の目的のために使用する。

- (一) 本法令に基づく被雇用者の送還に係る費用として。
- (二) 第一八条に基づく被雇用者への返還、及びそのための関連費用として。
- (三) 移民法に基づく外国人の送還に係る費用として。

(四) 国外追放法に基づく国外追放者の送還に係る費用として。

(五) 基金の利得の10%を上回らない基金運営に必要な費用として。

(六) 第三〇条(七)に基づく金銭及び当該金の利得。ここに関係機関の外国人労働に係る管理運営に資するもののみを使用する。

基金の資金が第一段に基づく支出に十分でない場合、政府は必要性に応じてケースごとに基金に助成金を拠出する。

第三二条 (基金理事会)

労働省次官を理事長、雇用局長を副理事長、出入国管理事務局長、外務省代表、検察庁代表、予算局代表、行政局代表、主計局代表、社会開発局代表、及び内閣の承認により労働、金融、工業、法律面で専門性を有する者から大臣が任命した7人の有識者を理事とする外国人送還基金理事会を設置する。

外国人労働者管理事務所長を理事兼書記とする。

基金理事会は雇用局の公務員2人以下を書記補に任命することができる。

第三三条 (有識者理事)

有識者理事の任期は1期3年とする。

任期に基づき退任した有識者理事は再任されることができ、連続2期までとする。

第三四条 (退任)

任期に基づく退任のほか、有識者理事は以下の時に退任する。

(一) 死亡した。

(二) 辞任した。

(三) 破産者となった。

(四) 無能力者または準無能力者になった。

(五) 背任、非行、または能力欠如のために内閣が解任を決議した。

(六) 確定判決で禁錮刑を受けた。

第三五条 (任命・会議)

行政規則法に基づく行政上の審査権限を有する委員会についての規定を有識者理事の任命、理事会の会議にも準用する。

第三六条 (小委員会)

基金理事会は基金理事会の委任に基づく審査または実施のために小委員会を任命する権限を有する。

行政規則法に基づく行政上の審査権限を有する委員会についての規定を小委員会の委員任命、会議にも準用する。

第三七条 (権限)

基金理事会は以下の権限義務を有する。

(一) 基金の目的に従い各年における指針、原則、要件、および支出の重要性の順位を定める。

(二) 各国籍の被雇用者、外国人、または国外追放処分を受けた者の本国送還に必要な費用の計算原則を定める。

(三) (一) に基づく指針及び重要性の順位に従って基金の目的に沿った支出のための資金配分を検討する。

(四) 各国籍の被雇用者、外国人、または国外追放処分を受けた者の本国送還における仮支出のための関係機関への資金配分を検討する。

(五) 基金の資金受け取り、支出、保管、利得追求及び内部監査に係る規則を制定する。

(六) 被雇用者、外国人、または国外追放処分を受けた者の本国送還に使用するための関係機関への支払い、及び(四) に基づく仮支出の引き出しの原則及び方法に係る原則を制定する。

本条に基づく規定、検討結果及び規則は官報に公示する。

(五) 及び(六) に基づく規則は官報公示をもって施行することができる。

第三八条 (会計)

雇用局は財務省が定めた会計制度に従い基金の会計を作成する。

第三九条 (会計監査)

国家会計検査院または国家会計検査院が承認した独立会計監査人を基金の会計監査人とする。

第四〇条 (内閣への提出)

会計年度末日から120日以内に内閣に提出するため、会計監査人は監査結果を基金理事会に報告し、雇用局は内閣が了承した日から15日以内に会計監査人が保証した財務諸表を公開する。

第三章 外国人就労審査委員会

第四一条 (構成)

労働省次官を委員長、国家経済社会開発委員会事務局長、国家安全保障会議事務局長、国家情報局長、検察総長、国防省代表、外務省代表、農業・協同組合省代表、内務省代表、保健省代表、工業省代表、警察庁代表、使用者団体代表及び労働者団体代表それぞれ3人以下、及び内閣の承認により労働、工業、法律面で専門性を有する者から大臣が任命した4人以下の有識者を委員とする「外国人就労審査委員会(カナカマカーン・ピチャラー・ガーンタムガーン・コーン・コンターndaーオ)」を設置する。

局長を委員兼書記とし、外国人労働者管理事務所長を委員兼書記補とする。

第一段に基づく使用者団体代表及び労働者団体代表の選出、任期、退任、並びに有識者委員の任期、退任は大臣が内閣の承認により定め官報で公示した規則に従う。

第四二条（権限）

委員会は以下の権限義務を有する。

- （一）外国人の労働政策について内閣に提案する。
- （二）本法令に基づく勅令、省令、規則、告示の制定で内閣または大臣に提言する。
- （三）内閣が定めた外国人労働政策に基づき外国人の労働に係る機関の業務を追跡、監督、連絡調整する。
- （四）本法令に基づく雇用局の遂行実施が内閣が定めた外国人労働政策に従ったものにするよう監督する。
- （五）内閣または大臣が委任したその他の任務遂行。

第四三条（委員会の会議）

委員会の会議は全委員数の半数以上の出席をもって成立する。

委員会の会議において、委員長が欠席、または任務を遂行できない場合、会議に出席した委員が一人の委員を互選して会議の議長とする。

会議の決定は多数決による。委員一人は1票を有し、票数が同じ場合は会議の議長が決定票を投じる。

第四四条（小委員会）

委員会は委員会の委任に基づく実施のため小委員会を任命する権限を有する。第四三条の内容を小委員会の会議にも準用する。

第四章 外国人労働不服審査委員会

第四五条（構成）

労働省次官を委員長、外務省代表、国家経済社会開発委員会事務局代表、検察庁代表、商業開発局代表、投資奨励委員会事務局代表、警察庁代表、使用者団体代表及び労働者団体代表それぞれ1人、並びに大臣が任命する3人以下の有識者を委員とする外国人労働不服審査委員会を設置する。

局長は雇用局の公務員1人を委員兼書記、2人を書記補に任命する。

第一段に基づく使用者団体代表及び労働者団体代表の選出、任期、退任、並びに有識者委員の任期、退任は大臣が定め、官報で公示した規則に従う。

第四六条（不服申し立て）

登録官が第九条、第一一条、第一三条、第一四条、もしくは第二六条に基づき許可書を交付しない、または許可しないことを命じた、または第二三条に基づき許可書の期限を延長しない、もしくは第二八条に基づき許可書の取消を命じた場合、許可書申請人、許可申請人、許可書取得者、または許可書の取消を受けた者は、当該命令を知った日から30日以内に登録官に文面で提出することにより、不服審査委員会に不服を申し立てる権利を有する。

登録官は不服申し立てを受け取った日から7日以内に不服審査委員会に対し、許可書を発行しない、許可しない、許可書の期限を延長しない命令、または許可書取消の命令の事由とともに不服申し立てを送付し、不服審査委員会は不服申し立てを受理した日から30日以内に判定を下す。

不服審査委員会の決定は最終的なものとする。

第二三条に基づく許可書期限を延長しない命令への不服である場合、不服申し立て人は不服審査委員会が不服申し立てへの判定を下すまで労働を継続する権利を有する。

第四七条（行政命令）

行政規則法に基づく行政命令、及び行政審査権限を有する委員会の規定を不服審査委員会の行政上の命令執行及び会議に準用する。

第五章 監督

第四八条（局長、登録官、係官の権限）

本法令に基づく任務遂行において、局長、登録官、係官は以下の権限を有する。

（一） 召喚状、もしくは呼出状をもって、いずれかの者に事実関係を説明させる、書類または証拠を提出させる。

（二） 外国人が違法就労している疑われる事由がある場合、本法令に従っているか調査するために、就労時間または就労があると信じられる時間中に、いずれかの場所に立ち入る。このとき裁判所の令状がなければならない。ただし日照時間における立ち入りであるときはその限りではない。立ち入りにおいて当該場所の責任者、または関係者に事実関係を尋問する、もしくは何らかの書類、証拠を要求する権限を有する。

第四九条（身分証明書）

登録官及び係官は、大臣が官報公示により定めた様式に基づく身分証明書を有していなければならない。

本法令に基づく任務遂行において、登録官及び係官は関係者に身分証明書を提示しなければならない。

第五〇条（逮捕権）

本法令に基づく任務遂行において、局長、登録官、及び係官は刑法典に基づく職員とする。

係官が本法令に違反して許可書を得ずに労働している外国人をみつけ、警察署への同行出頭を命じたが、その外国人が同意しない、または逃げようとした場合、係官は逮捕状なしにその外国人を逮捕し、直ちに捜査官の勤務地に連行する権限を有する。このとき刑事訴訟法典の第八一条、第八一／一条、第八二条、第八三条、第八四条、第八五条、及び第八六条を本条に基づく逮捕に準用する。

捜査官の捜査に資するため、大臣は捜査の知識、熟練性を有する係官を刑事訴訟法典に基づく捜査官に任命することができる。この場合、当該係官は本法令に基づく事件の捜査で捜査官を支援する権限義務を有する。

第二段に基づく逮捕に係る手続き、第三段に基づく捜査協力は、局長及び警察庁長官が共同で定めた原則、方法に従う。

第六章 罰則規定

第五一条

許可書を得ずに就労した外国人は、5年以内の禁錮、もしくは2000パーツから10万パーツまでの罰金、またはその併科に処する。

第一段に基づく違法行為の嫌疑を受けた外国人が、30日以内の捜査官の定めた期間内に帰国することに同意した場合、捜査官は、略式処分を進め、その外国人が出国するように手続きをとることができる。

第五二条

許可書取得者で、第九条、第一三条、第一四条、または第二六条に基づき定めた要件に違反して就労した者は、2万パーツ以下の罰金に処する。

第五三条

許可書取得者で、第二二条に基づき登録官に通知しなかった、または第二四条に従わなかった者は、1万パーツ以下の罰金に処する。

第五四条

第二七条に違反した者は、1万パーツ以下の罰金に処し、その外国人が許可書を有していないのであれば、違反行為者は雇用外国人1人につき1万パーツから10万パーツの罰金に処する。

第五五条

相当の事由なく、第四八条に基づく召喚状、もしくは呼出状に従わない、または第四八条に基づき任務遂行する登録官もしくは係官に事実関係、もしくは書類、証拠を提出しなかった者は、1万パーツ以下の罰金に処する。

第五六条

本法令に基づく違法行為において、第五一条に基づく違法行為を除き、大臣が任命した略式処分委員会が略式処分を下す権限を有する。

第一段に基づき大臣が任命した略式処分委員会は3人で構成し、うち1人は刑事訴訟法典に基づく捜査官でなければならない。

略式処分委員会が略式処分を下し、被疑者が30日以内に略式処分に従った額の罰金を支払った時、事件は刑事訴訟法典に基づき終結したものとみなす。

経過規定

第五七条

第七条に基づき外国人が就労できる労働を定める省令を本法令の施行日から2年以内に制定する。

第七条に基づく省令がまだない間、登録官は外国人がいずれかの労働に従事することを許可する。ただし仏暦二五二一年外国人就労法令の第六条の内容に基づき制定された勅令で定めた労働はその限りではない。

第五八条

本法令が官報公示された日に、仏暦二五四四年外国人就労法令（第二版）によって改定増補された仏暦二五二一年外国人就労法令に基づき許可書を取得した、または就労で緩和措置を受けた外国人は、本法令に基づき許可書を取得した、または許可を受けたものとみなす。ここにその許可書または緩和措置で定めた要件に従う。

仏暦二五一五年一二月一三日付けの革命団布告第322号に基づき交付された許可書は、許可書の期限が切れるまで使用でき、許可書取得者はその許可された労働に従事することができる。

第五九条

本法令の施行日前に、仏暦二五四四年外国人就労法令（第二版）によって改定増補された仏暦二五二一年外国人就労法令に基づき提出された申請及び不服申し立ては、本法令に基づき提出された申請または不服申し立てであるものとみなす。

第六〇条

仏暦二五四四年外国人就労法令（第二版）によって改定増補された仏暦二五二一年外国人就労法令の内容に基づく権限により制定され、かつ本法令の施行日前に適用されていた勅令、省令、布告、閣議決定、または大臣もしくは局長の命令は、本法令の規定に相反、矛盾しない限りにおいて継続して適用し、本法令の内容に基づき制定された勅令、省令、布告、閣議決定、または大臣もしくは局長の命令であるものとみなす。

● 仏暦二五二二年外国人就労禁止職業を定める勅令

仏暦二五二一年（西暦一九七八年）外国人就労法の第六条に基づく勅令。仏暦二五三六年十一月、仏暦二五四三年十一月、仏暦二五四八年五月の改定増補を織り込んで訳出。（前文省略）

第一条（名称）

本勅令を「仏暦二五二二年外国人就労禁止職業を定める勅令」と呼ぶ。

第二条（施行日）

本勅令は官報公示日の翌日から施行する。

第三条（旧勅令の廃止）

以下の勅令を廃止する。

- （一） 仏暦二五一六年外国人就労禁止職業を定める勅令。
- （二） 仏暦二五一九年外国人就労禁止職業を定める勅令（第二版）。
- （三） 仏暦二五二〇年外国人就労禁止職業を定める勅令（第三版）。

第四条（禁止リスト）

本勅令の末尾リストに示した職業について、外国人が商業目的に、または収入目的に営むことを王国内のすべての地域で禁止する。

第五条（主務大臣）

内務大臣を本勅令の主務大臣とする。

* 仏暦二五二二年外国人就労禁止職業を定める勅令の末尾リスト

- （一） 単純肉体労働、ただし（二）に基づく漁船における肉体労働を除く。
- （一）に基づき外国人の就労を禁止する仕事は、タイ王国政府と他国政府間の労働者雇用合意下で移民法に基づき入国する許可を得た外国人、及び合法に入国した者の地位を得た外国人、並びに移民法に基づく居住証明書を取得した外国人には適用しない。
- （二） 農業、畜産業、林業、または漁業。ただし専門職、農場管理、海洋漁業船舶における単純肉体労働を除く。
- （三） レンガ積み、大工、その他の建設作業。
- （四） 木彫り。
- （五） 輸送機械の運転、または機械、機器を使わない乗り物の運転。ただし国際間の航空機操縦を除く。
- （六） 店頭販売。
- （七） 競売。
- （八） 会計の管理、監査、サービス。ただし断続的な内部監査を除く。
- （九） ダイヤモンドまたは宝石の研磨。
- （一〇） 理髪、美容。
- （一一） 手作業による織布。
- （一二） 莫菴織り、またはイグサ、籐、アサ、藁、竹皮の加工用品製作。
- （一三） 手作りのサーペーパー作り。
- （一四） 漆器作り。
- （一五） タイ楽器作り。
- （一六） ニエロ細工。
- （一七） 金、銀、ナーク細工。
- （一八） 象眼細工。
- （一九） タイ人形製作。
- （二〇） 敷き布団・掛け布団の製作。
- （二一） バート [金属鉢] 製作。

(二二) 手作りの絹製品製作。

(二三) 仏像製作。

(二四) ナイフ・包丁製作。

(二五) 紙製または布製傘製作。

(二六) 製靴。

(二七) 帽子製作。

(二八) ブローカー業、またはエージェント業。ただし国際貿易事業におけるブローカー、エージェント業を除く。

(二九) 設計、計算、研究、システム構築、プロジェクト計画、検査、建築管理、または助言に係る土木工学分野のエンジニアリング業。ただし特別な専門性のあるものは除く。

(三〇) 設計、図面作成、価格見積もり、建築監督、または助言に関する建築士業。

(三一) 装身具製作。

(三二) 陶磁器作り。

(三三) 煙草の手巻き。

(三四) 旅行ガイド、ツアー主催業。

(三五) 行商。

(三六) タイ活字配列。

(三七) 手による生糸の巻き取り。

(三八) 事務員または書記員。

(三九) 法律または訴訟におけるサービス。ただし以下を除く。

(a) 調停任務遂行。

(b) その調停による審理で争点に適用する法律がタイの法律でない場合、またはタイ王国内においてその調停の決定の執行を求める必要のない場合、調停段階における原被告に代わっての弁護。

●一九七八年外国人就労法の規定に基づく必要のない王国内での外国人任務遂行または任務規定についての勅令

仏暦二五二一年（西暦一九七八年）外国人就労法第四条（六）に基づく規定。
（前文省略）

第一条（名称）

本勅令を「仏暦二五二二年（西暦一九七九年）・仏暦二五二一年（西暦一九七八年）外国人就労法の規定に基づく必要のない王国内での外国人任務遂行または任務規定についての勅令」と呼ぶ。

第二条（施行日）

本勅令は官報公示日の翌日から施行する。

第三条（旧勅令の廃止）

「仏曆二五一七年（西曆一九七四年）・仏曆二五一五（西曆一九七二年）一月一三日付革命団布告三二二号の規定に基づく必要のない外国人の任務遂行または任務規定についての勅令」を廃止する。

第四条（外国人就労法を適用しない外国人）

王国内での以下のような義務・任務を遂行する外国人は、仏曆二五二一年（西曆一九七八年）外国人就労法の規定に基づく必要はない。このとき、その外国人が王国への入国を許可された義務・任務遂行に係る部分に限定する。

（一）教員及び教師の研修、国立の短大・大学レベルの学生への教授を含め、国家教育開発において政府を支援するため。

（二）タイ国スポーツ振興公団との合意に基づく運動選手の訓練において支援するため、または30日以内における王国内でのスポーツ競技会に参加するため。または、

（三）内閣の了解を得た文化・芸術交流のため。

（四）会議、セミナー、もしくは展示会開催に係る遂行、または会議、セミナー、展示会における意見の表明、説明のため。このとき政府機関または政府企業が共催者であるか、通知を受けた場合に限る。このとき期限は30日以内とする。

第五条（主務大臣）

内務大臣を本勅令の主務大臣とする。

●一九七八年外国人就労法第一二条に基づき外国人が就労できる仕事を定める内務省布告

仏曆二五二一年（一九七八年）外国人就労法第一二条に基づく権限により、内務大臣は以下の職種を外国人が就労できる職種とする。

- 一、自転車修理。
- 二、自動車シート組立・修理。
- 三、自動車車台の組立・修理。
- 四、自動車排気筒の組立・修理。
- 五、鋳掛け。
- 六、家具大工。
- 七、建築大工。
- 八、木工所内の製材。
- 九、左官。
- 一〇、ペンキ塗り。
- 一一、窓据付・修理。
- 一二、網戸据付。
- 一三、布染色。
- 一四、婦人服縫製を除く縫製。
- 一五、洗濯・アイロン掛け。

- 一六、野菜及び果樹園。
- 一七、養蚕を除く動物飼育。
- 一八、医薬品、化学品、ラジオ受信機、テレビ受像機、スチルカメラ、映写機、武器または爆発物とその関連品、及びそれらの部品ではない商品の小売り。
- 一九、料理・飲料の販売。
- 二〇、飲食品の製造。
- 二一、靴製作・修理。
- 二二、時計、万年筆、眼鏡の修理。
- 二三、ナイフ包丁類の研磨。
- 二四、額縁製作。
- 二五、金、銀、その他貴金属の細工。
- 二六、絹布及び生糸に関係した製品製作を除く毛糸編み及び手織り。
- 二七、名誉職。

(おわり)